

適用条項		特例対象資産	適用期間	特例率	添付書類（一例）
地方税法第349条の3	第2項	ガス事業用資産	最初の5年間	1/3	ガス事業法に規定する許可証（写）等
			その後の5年間	2/3	
	第3項	農業協同組合等共同利用機械装置	3年間	1/2	国の補助金又は交付金を受けたものが分かるもの（写）など
	第5項	内航船舶	期限なし	1/2	船舶原簿、船籍票及び登録票の写しなど
	第27項	家庭的保育事業用資産	期限なし	1/3 (わがまち特例)	認可を受けたことがわかる書類（写）等
	第28項	居宅訪問型保育事業用資産			
	第29項	事業所内保育事業用資産			
附則15条	第2項	公共の危害防止施設等汚水又は廃液処理施設	期限なし	1/2 (わがまち特例)	特定施設設置（使用変更）届出書（写）、仕様書など
		公共の危害防止施設等ごみ処理施設	期限なし	1/2	廃棄物処理施設設置許可申請書（写）、事業許可書（写）、仕様書など
		公共の危害防止施設等一般廃棄物最終処分場	期限なし	2/3	廃棄物処理施設設置許可申請書（写）、事業許可書（写）、仕様書など
		公共の危害防止施設等廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物処理施設	期限なし	1/2	廃棄物処理施設設置許可申請書（写）、事業許可書（写）、仕様書など
		公共の危害防止施設等産業廃棄物処理施設	期限なし	1/3	廃棄物処理施設設置許可申請書（写）、事業許可書（写）、仕様書など
		公共の危害防止施設等下水道除害施設	期限なし	3/4 (わがまち特例)	廃棄物処理施設設置許可申請書（写）、事業許可書（写）、仕様書など
		公共の危害防止施設等下水道除害施設 ※新たな下水道整備に伴い、除害施設設置義務者が取得するもの		4/5 (わがまち特例)	
	第25項	再生可能エネルギー発電設備(1000kw未満)	3年間	2/3 (わがまち特例)	一般社団法人環境共創イニシアチブ発行の「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金決定通知書」
		再生可能エネルギー発電設備(1000kw以上)		3/4 (わがまち特例)	
	第28項	浸水防止用設備	5年間	2/3 (わがまち特例)	仕様書や取得時期・取得価格等がわかる書類など
旧第44項	先端設備導入計画に基づき取得した設備 ※取得時期等、詳細については別途資料「中小企業等経営強化法に係る課税標準の特例について」をご参照ください。	【賃上げ表明なし】 3年間	1/2	認定を受けた申請書（写） 計画書（写）、認定書（写）	
			1/3	認定を受けた申請書（写） 計画書（写）、認定書（写）	
		【賃上げ表明あり：1.5%】 5年間			
		【賃上げ表明あり：1.5%】 4年間			
	第43項	【賃上げ表明あり：1.5%】 3年間	1/2		
		【賃上げ表明あり：3%】 5年間	1/4		

※わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）とは、地方税の定める範囲内において、個々の地方団体が課税標準の特例割合等を条例で定めることができる仕組みです。